

第 78 回定時株主総会招集ご通知に際しての法令及び定款に基づく インターネット開示事項

■事業報告	
会社の新株予約権等に関する事項	1 ページ
内部統制システムの整備に関する基本方針及び運用 状況の概要	2 ページ
会社の支配に関する基本方針	7 ページ
剰余金の配当等の決定に関する方針	7 ページ
■連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	8 ページ
連結注記表	9 ページ
■計算書類	
株主資本等変動計算書	21 ページ
個別注記表	22 ページ

株式会社キトー

上記事項につきましては、法令及び当社定款第 17 条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://kito.com/jp/>) に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

■事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

		第14回新株予約権	
決議日		2016年6月21日定時株主総会 2017年5月30日取締役会	
新株予約権の払込金額		普通株式1株当たり 1,206円	
新株予約権の行使期間		2019年5月31日から 2027年5月30日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 1,206円 資本組入額 603円	
新株予約権の行使の条件		新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	255個
		目的となる株式の種類と数	普通株式 51,000株
		保有者数	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

内部統制システムの整備に関する基本方針及び運用状況の概要

内部統制システムの整備に関する基本方針

2015年4月21日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の改定を決議し、以下のとおりいたしました。

1. 基本方針

当社は、すべてのお客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値と認識しており、当社のあらゆる活動はこの理念に基づいて実施されねばならない。

その実現の為には、すべての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築・運用していくことが重要である。

そこで、当社は以下の通り、当社及び当社子会社の業務執行に関する体制及び監査に関する体制を当社取締役会において決定し、この体制に基づく活動を通じて、上記理念の実現を図るものとする。

2. 業務執行に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。
- ② 当社の取締役会は、法令、定款及び「取締役会規定」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。監査役は、法令、定款及び「監査役会規定」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。
- ③ 当社の子会社は、所在地で適用される法令に従った会社形態とし、子会社の取締役会又は海外のこれに準ずる機関（以下、総称して「子会社取締役会」という。）は、法令、定款、当社「グローバル決裁権限規則」、及び当社「関係会社管理規則」等に従い、これを運営し、当社子会社の取締役等は、子会社取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。当社子会社の監査役又はそれに相当する者がある場合には、その者は、法令、定款及び適用される社内規程に基づき、取締役等の職務執行の監査を行う。
- ④ また、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則った行動をするための行動規範として、コンプライアンスに関する基本方針及び諸規程を定め、社内に周知し、運用の徹底を図るとともに、これらの方針及び規程に従い、コンプライアンスの状況について定期的に又は随時取締役会に報告する体制を構築し、取締役会はこれを通じた問題点の把握と必要な見直しを行う。
- ⑤ 当社グループのコンプライアンス上の問題がある事項に関する内部通報窓口を当社に設置・運用する。
又、子会社についても、所在地の法令及び実情に従い、必要があれば内部通報窓口を設置・運用する。
- ⑥ 当社内部監査室が、当社及び子会社の監査対象部署におけるコンプライアンスの状況に関して定期的な監査を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役及び子会社の取締役等の職務執行に係る文書・記録については、「定款」及び「取締役会規定」等によるが、詳細については「文書管理規則」を定め、適切に保存・管理する体制をとる。

当社取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの情報を閲覧することが出来るものとする。また、「個人情報保護規則」等の社内規程を定めて情報セキュリティの確保・適正な運用に努める。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進する。また、関係会社管理規則により、業績については、定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき、当社及び子会社の取締役会並びに経営会議その他の当該案件の決定機関にて厳正な審査を行う。

また、社内規程等に基づき、重要事項については、法務担当部署その他の関係部署が事前審査を行い、リスクの把握及び顕在化に努める。

② 当社は、リスク管理に関する基本規定（「リスク管理規定」）を制定し、これを当社グループのリスク管理に関する最上位規範として位置づけて、リスク管理事項を分掌する役員を任命するほか、リスク管理体制の当社主管部門として、経営企画担当部署を当社及び子会社のリスク管理事務局として定めて、リスク管理を推進する。

リスク管理は、当社及び子会社の当該分野の所管部署が原則として実施するが、当社のリスク管理事務局は、当社グループ全体の横断的な管理を行う。

リスク管理規定の中には、各種事業上のリスクを適切に把握するため、定期的なリスクの洗い直しを行い、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための実施事項を織り込む。

③ 当社内部監査室が、当社及び子会社の当該部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行う。

(5) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保する為の体制

① 当社の取締役及び子会社の取締役等について、当社及び子会社が合理的な職務分掌を定めると共に、社内規程等により、各機関、各部署の職務分掌及び権限を定める。

② 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会決議事項の決定を行うと共に定例の執行役員会を毎月1回開催し、業務執行状況の確認等、情報の共有を図る。さらに必要に応じて臨時に取締役会又は執行役員会を開催する。これらにより、迅速な経営判断が出来る体制とする。

また、目標管理を徹底し、取締役会の承認する中長期経営計画、年度計画で定めた職務の遂行状況を四半期毎に取締役会において報告する等によりその実効性を高めるものとする。

- ③ 当社の子会社は、所在地で適用される法令に従った定例の子会社取締役会を開催し、子会社取締役会決議事項の決定を行うと共に必要に応じて臨時に子会社取締役会を開催する。これらにより、迅速な経営判断が出来る体制とする。また、目標管理を徹底し、当社取締役会の承認する中長期経営計画、年度計画で定めた職務の遂行状況を、子会社代表取締役又はそれに相当する者が子会社の定例の子会社取締役会において報告すると共に、子会社管掌の当社事業本部長が当社の取締役会・執行役員会において報告する等によりその実効性を高めるものとする。
- ④ 当社内部監査室が、当社及び子会社の各部署の職務執行の効率性に関して定期的な監査を行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する。「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進する。又、当社は、当社執行役員会にて、当社の子会社より提出された月報について、当該子会社を管掌する部署より報告させる。加えて、子会社管理の統括部門として、経営企画担当部署を定めて、子会社管理を推進する。更に、グローバル展開している会計監査法人を採用することで、会計の適正性を確保するとともに、グループ会社の管理の統一を図るものとする。
- ② 当社内部監査室により、当社及び子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について、定期的な監査を行う。

3. 監査に関する体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役の補助使用人」という。）を任命する。監査役の補助使用人に任命された者は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを内部規程に明記し、これを徹底する。

又、監査役の補助使用人の人事異動・懲戒処分等については、監査役に事前に報告を行うほか、監査役の意見を十分尊重する。

(2) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役等、監査役（子会社でこれに相当する地位にある者を含む）又は使用人（以下「役職員」という。）は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合、その内容を速やかに報告する体制とする。

また、当社において、日常的に発生する報告書、稟議書等の回覧先には当社監査役を加え、当社監査役に対し情報を提供する。

- ② 当社内部監査室、法務担当部署、総務担当部署、経理担当部署等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループに対する内部監査、コンプライアンス、リスク管理などの現状を報告する。
- ③ 当社グループの内部通報制度の取り纏め担当部署（法務担当部署）は、当社グループの役職員からの内部通報の状況を、定期的に当社監査役に対して報告する。
- ④ 当社は、当社監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

（３）監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、当社取締役会、執行役員会はもとより、安全、品質、環境、製造、販売等重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査すると共に、必要に応じて当社グループの取締役等又は使用人に対し説明を求め、また実地調査等を行うことでその実効性を高め、さらに、会計監査人、弁護士、その他外部の専門家との会合をもち、又は当該専門家を補助者として使用する等緊密な連携を図ることが出来る体制とする。以上の体制を確保するための費用は、当社が負担するものとし、当社監査役から費用の前払を求められたときは、これに応ずる。

４．財務報告の適正性を確保するための体制

- （１）財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

５．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・体制

当社は内部統制（コンプライアンス・リスクマネジメント）の一環として、反社会的勢力の排除には以下のとおり取り組む。

- （１）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や安全を脅かす反社会的な活動や勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で臨み、金銭などによる安易な妥協をせず、一切の関係を遮断する。

- （２）反社会的勢力排除に向けた体制

当社では、上記の基本的な考え方を「コンプライアンスマニュアル」に明記し、社内外に宣言し、また、反社会的勢力への対応統括部署を総務担当部署と定めるとともに、本社・各営業所にそれぞれ不当要求防止責任者を設置して、警察等からの情報収集等に努めるほか、必要があれば警察等への申告、相談等を行い、不当要求に応じないことを徹底する。また、反社会的勢力から脅威や被害を受けるおそれのある場合の対応要領として、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、必要な情報が総務担当部署に報告され、被害を防ぐ体制を取る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

以上の方針に基づき当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム構築の基本方針の内容周知

当社は、内部統制システム構築の基本方針の趣旨、内容等につきましては、当社イントラネット及びグローバルウェブサイトに掲載する等により当社グループ全体への周知を図っておりますが、海外の子会社に対して、これらに加えて連絡することにより、基本方針に沿った対応を指示しております。

2. コンプライアンス管理

- (1) コンプライアンスの管理状況については、定期又は随時の取締役会に報告する体制を構築しておりますが、海外子会社の経営幹部を当社の取締役及び執行役員に登用し、コミュニケーションの円滑化とともに、当社グループ全体における内部統制の強化を図っております。
- (2) 当期に改正された関係法令については、当社及び海外子会社ともに、都度改正内容をウェブサイトに掲載する等により社内への周知を図るとともに、コンプライアンス研修等を通して遵守体制を整備しております。
- (3) 当社は、当社単体の制度であった内部通報制度を、海外子会社にも拡充した「グローバル内部通報制度」として海外子会社にも展開し、通報窓口については、社内窓口のほか、国内外の弁護士が対応する社外の通報窓口や第三者の通報機関も設置し、通報者が利用しやすい環境を整えております。
また、当社及び海外子会社の通報状況も定期的に把握し、執行役員会及び監査役に報告しております。

3. リスク管理

- (1) 当社は、当社及び海外子会社が被る損失又は不利益を最小限とするため、グループ全体にてリスクの洗い出しを行い、洗い出されたリスクについて、事業所管部署長との共有化を図り、その上で、重大なリスクについては執行役員会及び取締役会にても審議し情報共有しました。今後は、リスクに対し、発生頻度及び重大性の観点等から優先度を付け、対策を講じてまいります。
さらに、グループ全体における関連当事者取引の調査範囲を拡大するなど、適正な経営体制の充実に努めております。
- (2) BCP(事業継続計画)については、当社の生産・開発の拠点である山梨県の本社工場に焦点を当て、地震対策の観点から整備し、工場設備の耐震化を計画的に推進するとともに、復旧計画の策定、サプライヤーの対応の調査等を継続実施しております。

4. 監査役及び内部監査室による監査の実施

- (1) 当社の監査役は、年間13回定時監査役会を開催し、情報交換を行い、全ての取締役会へ出席することはもとより、執行役員会や、安全、品質、環境、製造、販売等重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査を行っております。また、稟議書等を常時閲覧することや、必要に応じて当社グループの取締役等又は使用人に対し説明を求め、また常勤監査役は内部監査室と共同で海外グループ会社の監査を実施するなど、監査の実効性を高めております。

- (2) 当社の内部監査室は、当社及び海外子会社の監査対象部署における内部統制全般の状況に関して定期的な監査を行っており、その監査結果は、社長をはじめとする執行部門及び監査役に報告されております。なお、指摘事項については、執行部門が改善を図り、内部監査室が改善結果を確認しております。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

1. 配当方針

株主の皆様に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるために、内部留保資金の充実を図ることが重要であると考えております。

2. 自己株式の取得

将来の株主価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,976	5,056	20,561	△455	29,138
当期変動額					
剰余金の配当			△821		△821
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,563		4,563
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		43		50	93
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	43	3,741	50	3,835
当期末残高	3,976	5,099	24,302	△405	32,973

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	0	△69	523	△54	399	63	966	30,567
当期変動額								
剰余金の配当								△821
親会社株主に帰属する 当期純利益								4,563
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								93
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	77	2,398	20	2,496	△5	154	2,644
当期変動額合計	0	77	2,398	20	2,496	△5	154	6,479
当期末残高	0	8	2,921	△33	2,895	57	1,120	37,047

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 25社

主要な連結子会社の名称

Harrington Hoists, Inc.
PEERLESS CHAIN COMPANY
KITO CANADA INC.
KITO DO BRASIL COMÉRCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA
SCG Japan合同会社
KITO Americas, Inc.
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.
江陰キト一起重機械有限公司
キト一起重設備（上海）有限公司
台湾開道股份有限公司
KITO KOREA CO., LTD.
SIAM KITO CO., LTD.
KITO INDIA PRIVATE LIMITED
PT. KITO INDONESIA
Kito Europe GmbH
KITO CHAIN ITALIA S. R. L.
ERIKKILA OY
Kiinteistö Oy Alamos
Van Leusden B. V.
PWB ANCHOR LIMITED
KITO AUSTRALIA PTY LTD

主要な非連結子会社の名称

KITO HOIST THAI CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称

KITO HOIST THAI CO., LTD.

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

江陰キト一起重機械有限公司他 8 社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・持分法を適用していない非連結子会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

ハ ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当連結会計年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、巻上機、クレーン及びチェーン等の製造・販売を行っております。見込み生産品による規格化された量産品、荷役内容や利用環境により異なるニーズに応えたカスタマイズ製品及び部品の販売等を手がけております。

これらの取引について、原則として当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断される時点に応じて、船積時点または顧客による検収時点等において当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、特約店・代理店に対し販売促進費等を支払う場合の一定期間における見積金額は、顧客に支払われる対価として扱い、取引価格の算定にあたって減額しております。

当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

ハ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。なお、金額的重要性が乏しいものについては、発生年度に一時償却しております。

ニ 控除対象外消費税等の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等)

当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

当社グループは、巻上機、クレーン及びチェーン等の製造・販売を行っております。見込み生産品による規格化された量産品、荷役内容や利用環境により異なるニーズに応えたカスタマイズ製品及び部品の販売等を手がけております。

これらの取引について、原則として当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断される時点に応じて、船積時点または顧客による検収時点等において当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、従来は特約店・代理店に対し販売促進費等を支払う場合に販売費及び一般管理費として計上してはいたしましたが、一定期間における販売促進費等の見積金額は、顧客に支払われる対価として、取引価格の算定にあたって減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約には、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」として表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は403百万円減少し、販売費及び一般管理費は403百万円減少しましたが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響はありません。

当連結会計年度の連結貸借対照表に与える影響は軽微であります。

連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア」(前連結会計年度784百万円)は表示科目の見直しを行った結果、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「未払費用」(前連結会計年度2,601百万円)は表示科目の見直しを行った結果、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,868 百万円

繰延税金資産について、将来の課税所得の見込み等により、回収可能性が高いと判断できる金額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見込み等に依存するため、前提条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が調整され税金費用として計上される可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

32,278百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	21,048,200	—	—	21,048,200

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	528,427	38	58,284	470,181

(注) 1. 増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加38株であります。

2. 減少数の内訳は、ストック・オプション権利行使による減少19,000株、譲渡制限付株式報酬の付与に伴う自己株式処分による減少39,284株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	369	18.00	2021年3月31日	2021年6月23日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	452	22.00	2021年9月30日	2021年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	452	22.00	2022年3月31日	2022年6月27日

(4) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

148,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿って期日管理及び与信管理を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（（注）参照）及び重要性が乏しいものについては、次表に含めておりません。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 （*1）	時価 （*1）	差額
長期借入金（*2）	(14,336)	(14,035)	△301
負債計	(14,336)	(14,035)	△301
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(28)	(28)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	11	11	—
デリバティブ取引計	(16)	(16)	—

（*1）負債に計上されているものについては（ ）で表示しております。

（*2）長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注） 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	33
関係会社株式	1,294

これらについては、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 金利関連	—	11	—	11
資産計	—	11	—	11
デリバティブ取引 通貨関連	—	△28	—	△28
負債計	—	△28	—	△28

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	14,035	—	14,035
負債計	—	14,035	—	14,035

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ホイスト・クレーン等の製造・販売をしており、国内においては当社が、海外においては米州、中国、アジア及び欧州等の各地域を現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、各連結会社を集約し、日本、米州、中国、アジア、欧州及びその他の6つを報告セグメントとしております。

当連結会計年度におけるセグメントごとの売上高は、日本13,307百万円、米州31,280百万円、中国7,746百万円、アジア3,178百万円、欧州5,255百万円およびその他1,738百万円であり、これらはすべて顧客との契約から生じる収益であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	11,369	13,041
契約負債	282	370

対価は履行義務の充足時点から1年以内に受領しております。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,743円09銭
1株当たり当期純利益	221円97銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(当社及びCrosbyグループの経営統合に係るLifting Holdings BidCo株式会社による当社株式等に対する公開買付けの開始予定について)

当社は、対等な精神に基づく当社及びCrosbyグループ（以下に定義します。）の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関して、Lifting Holdings BidCo株式会社（以下「公開買付者」といいます。）の完全親会社であるLifting Holdings Limited（以下「本持株会社」といいます。）、本持株会社の完全子会社であるCrosby US Acquisition Corp.（以下「Crosby US」といいます。）及び本持株会社の完全子会社であるCrosby UK Acquisition Ltd（以下「Crosby UK」といいます。また、本持株会社及びその子会社（Crosby US、Crosby UK並びに本持株会社はその発行済株式の全てをCrosby US及びその他の完全子会社を通じて間接的に所有する米国デラウェア州法に基づいて設立されたThe Crosby Group LLCを含みます。）を総称して「Crosbyグループ」といいます。）との間で、2022年5月16日付で本経営統合に係るBusiness Combination Agreementを締結いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、本経営統合の一環として、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権の所有者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社株主を公開買付者のみとすることを目的とした取引を含む本経営統合を実現するための一連の取引を企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

詳細につきましては、同日開示の「当社及びCrosbyグループの経営統合に係るLifting Holdings BidCo株式会社による当社株式等に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」をご参照ください。

(1) 公開買付者の概要

① 名 称	Lifting Holdings BidCo 株式会社	
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィック クセンチュリープレイス丸の内	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 ロバート・デセル 代表取締役 ブランドン・ブラム	
④ 事 業 内 容	①商業 ②前号に付随関連する一切の事業	
⑤ 資 本 金	5,000 円	
⑥ 設 立 年 月 日	2022年4月28日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2022年5月16日現在)	Lifting Holdings Limited 100%	100%
⑧ 当 社 と 公 開 買 付 者 の 関 係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(2) 本公開買付けの概要

① 買付け等の期間

公開買付者が2022年5月16日に公表した「株式会社キトー（証券コード：6409）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」によれば、同日現在、公開買付者は、2022年10月下旬を目処に本公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、国内外の規制当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、全ての規制当局の認可を取得次第速やかにお知らせするとのこと。

② 買付け等の価格

イ 当社株式

普通株式 1株につき、金2,725円

ロ 新株予約権

・2012年6月22日開催の定時株主総会及び2013年5月28日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年5月29日から2023年5月28日まで） 1個につき、374,400円

・2013年6月20日開催の定時株主総会及び2014年5月27日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年5月28日から2024年5月27日まで） 1個につき、317,000円

・2015年6月23日開催の定時株主総会及び2016年5月31日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年6月1日から2026年5月31日まで） 1個につき、366,800円

・2016年6月21日開催の定時株主総会及び2017年5月30日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年5月31日から2027年5月30日まで） 1個につき、303,800円

・2017年6月21日開催の定時株主総会及び2018年5月29日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第15回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年5月30日から2028年5月29日まで） 1個につき、66,200円

③ 公開買付け予定株式数

買付け予定数 20,726,019株

買付け予定数の下限 13,817,400株

買付け予定数の上限 — 株

■計算書類

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,976	5,199	—	5,199	11	150	11,485	11,646
当期変動額								
剰余金の配当							△821	△821
当期純利益							3,134	3,134
自己株式の取得								
自己株式の処分			43	43				
固定資産圧縮積立金の取崩					△1		1	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	43	43	△1	—	2,314	2,312
当期末残高	3,976	5,199	43	5,243	9	150	13,799	13,959

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△455	20,367	△69	△69	63	20,361
当期変動額						
剰余金の配当		△821				△821
当期純利益		3,134				3,134
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	50	93				93
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			77	77	△5	71
当期変動額合計	50	2,406	77	77	△5	2,478
当期末残高	△405	22,773	8	8	57	22,839

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ 関係会社株式及び関係会社出資金
移動平均法による原価法
- ロ その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- イ 商品・製品・原材料
総平均法による原価法
- ロ 仕掛品
個別法による原価法
- ハ 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

② 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（4）収益及び費用の計上基準

当社は、巻上機、クレーン及びチェーン等の製造・販売を行っております。見込み生産品による規格化された量産品、荷役内容や利用環境により異なるニーズに応えたカスタマイズ製品及び部品の販売等を手がけております。

これらの取引について、原則として当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断される時点に応じて、船積時点または顧客による検収時点等において当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、特約店・代理店に対し販売促進費等を支払う場合の一定期間における見積金額は、顧客に支払われる対価として扱い、取引価格の算定にあたって減額しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

（5）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

③ ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

ハ ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

二 ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当事業年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等)

当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

当社は、巻上機、クレーン及びチェーン等の製造・販売を行っております。見込み生産品による規格化された量産品、荷役内容や利用環境により異なるニーズに応えたカスタマイズ製品及び部品の販売等を手がけております。

これらの取引について、原則として当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断される時点に応じて、船積時点または顧客による検収時点等において当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、従来は特約店・代理店に対し販売促進費等を支払う場合に販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、一定期間における販売促進費等の見積金額は、顧客に支払われる対価として、取引価格の算定にあたって減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約には、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高が403百万円減少し、販売費及び一般管理費は403百万円減少しましたが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響はありません。

当事業年度の貸借対照表に与える影響は軽微であります。

株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました「流動資産」の「関係会社短期貸付金」(前事業年度1,382百万円)については表示科目の見直しを行った結果、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 5,781百万円

関係会社出資金 8,406百万円

関係会社株式及び関係会社出資金は、取得価額をもって貸借対照表価額としております。ただし、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しております。

実質価額算定における財政状態は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表に基づいており、過去の経緯、市場及び産業データを考慮した資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算出しております。

将来の不確実な経済状況の変動によって関係会社の財政状態に影響があった場合、翌事業年度の関係会社株式及び関係会社出資金の評価に影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 21,082百万円

(2) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Kito Europe GmbH 580百万円

KITO CHAIN ITALIA S. R. L. 341百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権 5,807百万円

短期金銭債務 206百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 売上高 13,789百万円

仕入高 1,740百万円

営業取引以外の取引高 888百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

470,181株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳

繰延税金資産

退職給付引当金

574百万円

未払業績賞与

199百万円

関係会社株式等評価損

744百万円

その他

570百万円

繰延税金資産小計

2,088百万円

評価性引当額

△919百万円

繰延税金資産合計

1,169百万円

繰延税金負債

その他

△7百万円

繰延税金負債合計

△7百万円

繰延税金資産の純額

1,161百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	KITO Americas, Inc.	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	貸付金の 回収(注)1	1,347百万円	その他 (流動資産)	1,530百万円
						関係会社 長期貸付金	3,594百万円
				利息の受取 (注)1	90百万円	その他 (流動資産)	18百万円
子会社	Harrington Hoists, Inc.	所有 間接100.0%	当社販売先	当社製品の 販売(注)2	8,557百万円	売掛金	2,148百万円
子会社	Kito Europe GmbH	所有 直接100.0%	資金の貸付 当社販売先	貸付金の 回収(注)1	33百万円	その他 (流動資産)	35百万円
						関係会社 長期貸付金	750百万円
				利息の受取 (注)1	7百万円	その他 (流動資産)	1百万円
				債務保証 (注)3	580百万円	—	—
				増資の 引受	695百万円	—	—
	当社製品の 販売(注)2	2,118百万円	売掛金	768百万円			
子会社	KITO CHAIN ITALIA S.R.L.	所有 直接100.0%	当社仕入先	増資の 引受	857百万円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 2 当社製品の販売については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- 3 債務保証については、主に金融機関からの借入に対し行っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	Edward W. Hunter	被所有 直接 0.10%	当社 取締役副社長 副社長執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注) 1	10 百万円 (6,508 株)	—	—
役員	遅澤 茂樹	被所有 直接 0.24%	当社 常務取締役 常務執行役員	新株予約権 (ストック・ オプション) の 行使(注) 2、3	10 百万円 (9,000 株)	—	—

(注) 1 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

2 2016年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当
事業年度における権利行使を記載しております。

3 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数
に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,107円11銭
1株当たり当期純利益	152円48銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(当社及びCrosbyグループの経営統合に係るLifting Holdings BidCo株式会社による当社株式等に対する公開買付けの開始予定について)

当社は、対等な精神に基づく当社及びCrosbyグループ（以下に定義します。）の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関して、Lifting Holdings BidCo株式会社（以下「公開買付者」といいます。）の完全親会社であるLifting Holdings Limited（以下「本持株会社」といいます。）、本持株会社の完全子会社であるCrosby US Acquisition Corp.（以下「Crosby US」といいます。）及び本持株会社の完全子会社であるCrosby UK Acquisition Ltd（以下「Crosby UK」といいます。また、本持株会社及びその子会社（Crosby US、Crosby UK並びに本持株会社がその発行済株式の全てをCrosby US及びその他の完全子会社を通じて間接的に所有する米国デラウェア州法に基づいて設立されたThe Crosby Group LLCを含みます。）を総称して「Crosbyグループ」といいます。）との間で、2022年5月16日付で本経営統合に係るBusiness Combination Agreementを締結いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、本経営統合の一環として、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権の所有者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社株主を公開買付者のみとすることを目的とした取引を含む本経営統合を実現するための一連の取引を企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

詳細につきましては、同日開示の「当社及びCrosbyグループの経営統合に係るLifting Holdings BidCo株式会社による当社株式等に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」をご参照ください。

(1) 公開買付者の概要

① 名 称	Lifting Holdings BidCo株式会社	
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 ロバート・デセル 代表取締役 ブランドン・ブラム	
④ 事 業 内 容	①商業 ②前号に付随関連する一切の事業	
⑤ 資 本 金	5,000円	
⑥ 設 立 年 月 日	2022年4月28日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2022年5月16日現在)	Lifting Holdings Limited 100%	100%
⑧ 当 社 と 公 開 買 付 者 の 関 係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(2) 本公開買付けの概要

① 買付け等の期間

公開買付者が2022年5月16日に公表した「株式会社キトー（証券コード：6409）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」によれば、同日現在、公開買付者は、2022年10月下旬を目処に本公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、国内外の規制当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、全ての規制当局の認可を取得次第速やかにお知らせするとのこと。

② 買付け等の価格

イ 当社株式

普通株式 1株につき、金2,725円

ロ 新株予約権

・2012年6月22日開催の定時株主総会及び2013年5月28日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年5月29日から2023年5月28日まで） 1個につき、374,400円

・2013年6月20日開催の定時株主総会及び2014年5月27日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年5月28日から2024年5月27日まで） 1個につき、317,000円

・2015年6月23日開催の定時株主総会及び2016年5月31日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年6月1日から2026年5月31日まで） 1個につき、366,800円

・2016年6月21日開催の定時株主総会及び2017年5月30日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年5月31日から2027年5月30日まで） 1個につき、303,800円

・2017年6月21日開催の定時株主総会及び2018年5月29日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第15回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年5月30日から2028年5月29日まで） 1個につき、66,200円

③ 公開買付け予定株式数

買付け予定数 20,726,019株

買付け予定数の下限 13,817,400株

買付け予定数の上限 — 株